



鳥取県公報

令和3年11月16日(火)
第9351号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (595) (森林づくり推進課) 2
	公共測量の実施 (596) (県土総務課) 2
	土砂災害警戒区域の指定 (2件) (597・598) (治山砂防課) 2
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (3件) (599～601) (〃) 3
	土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (602・603) (〃) 4
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (3件) (604～606) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (607) (西部総合事務所県民福祉局) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (608) (〃) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) 7
	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 10
	落札者の決定 (情報政策課) 11
	落札者の決定 (警察本部会計課) 11

告 示

鳥取県告示第595号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市般若字老本松428の1、428の4、429の1、429の5、429の6、429の8、429の10、430、字駄カヘシ431の1、431の3、432、字本谷奥433の1、433の2、434の1、434の2、435の1、435の2、436の1、436の3、436の4、上大立字豆ヶ谷538の1、字熊シテケ平539の1、字下大流540の1、540の6から8まで、字祖母ヶ墓541の1、541の5から12まで、字大畑ヶ谷542の1から5まで、542の9、542の11から17まで、字大樫ノ上リエゴ543の1、543の3、字上大流544の1、544の3、字大樫ノ谷545の1、545の2、字本谷奥546の1、546の2、546の4、546の6、546の7、546の19から21まで、棕波字大清水610の1、610の6、611の1、611の11、612の1、字坂谷613、614、615の1、615の3、616、字本谷奥617の1、617の3、618、619、620の1、620の3、立見字鶯谷942の1、字西茗荷谷960の1、字東茗荷谷961の1、961の4、字袖小屋962の1、962の4、962の7、962の8、962の12、962の13、962の32、962の33、字大清水963の1から3まで、963の15、字駄床964の1から3まで、964の5、964の7、字本谷奥965の1、965の2、河来見字八間釜798の1、字倉切谷奥1017、字日南ヶ谷1018の1、字虎ヶ谷1019の1、字本谷奥1020の1、1020の3、1020の4、1020の6、1020の9、1020の11、1020の12、1020の14から16まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間 令和3年11月1日から令和4年2月28日まで

3 作業地域 斐伊川下流域（米子市及び境港市）

鳥取県告示第597号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
大山町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
水穴川支川（Ⅰ－2－25－33－11）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第598号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
伯耆町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
二部大谷川支川（Ⅰ－1－3－39－49）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第599号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
西原iii（Ⅱ－2－33－32－3）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第600号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
鴨部9地区（Ⅱ-2899）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第601号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
伯耆町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
勘部川（Ⅰ-1-3-39-20）、二部大谷川（Ⅰ-1-3-39-27）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第602号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
大山町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

水穴川支川（Ⅰ－2－25－33－11）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第603号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

二部大谷川支川（Ⅰ－1－3－39－49）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第604号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

米子市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

西原 iii（Ⅱ－2－33－32－3）

鳥取県告示第605号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の

規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
鴨部9地区（Ⅱ-2899）

鳥取県告示第606号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
伯耆町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
勘部川（Ⅰ-1-3-39-20）、二部大谷川（Ⅰ-1-3-39-27）

鳥取県告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月16日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人勤誠会	訪問看護ステーションかがやき	米子市日原319-1	令和3年12月1日	訪問看護

鳥取県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月16日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人勤誠会	訪問看護ステーションかがやき	米子市日原319-1	令和3年12月1日	介護予防訪問看護

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院清掃等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年11月16日（火）から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 令和3年11月16日（火）から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分の全てに登録されている者であること。

(ア) 建物等の保守管理の建築物内部清掃

(イ) 建物等の保守管理の建築物外部清掃

(ウ) 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年11月24日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、同項第1号及び第5号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であって、公告日現在において、当該事業に係る作業の監督を行う者としての必要な資格を有する者と雇用関係を有しているものであること。

カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者として一般財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けていること。

キ 平成28年度以降に1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が20,000平方メートル以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ケ 本件業務の履行期間中、建築物衛生法第7条第1項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている技術者を本件業務に係る業務責任者として専任し、本件業務の実施日時に対象施設へ常駐させることが可能である者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからキまでの要件を全て満たしていること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のケの要件を満たしていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員は、この公告に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率又は役割分担

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後の契約不適合責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課人事企画担当

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課人事企画担当

電話 0857-26-2271 (代表)

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、令和3年11月16日（火）から同年12月10日（金）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和3年11月16日（火）から同年12月10日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月27日（月）午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（金）午後4時とする。

イ 場所

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院 会議室1（7階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「事前提出物」という。）を、4の(1)の場所に令和3年12月10日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 清掃業務委託契約に関する施設管理調達低価格入札調査制度実施要領（平成24年1月17日付中病第492号）に基づき設定している調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Tottori Prefectural Central Hospital, 1 set
- (2) Delivery period : From 1 April, 2022 through 31 March, 2025
- (3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM, 10 December, 2021
- (5) Date and time for the submission of tenders : 3 :00 PM, 27 December, 2021
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 4 :00 PM, 24 December, 2021
- (6) Please contact : General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
TEL 0857-26-2271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 総合運転者管理システム改修業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年11月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本電気株式会社山陰支店
米子市東町171 |
| 5 契約金額 | 54,479,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANパソコン賃貸借 一式
2 契約方式 総合評価一般競争入札
3 落札日 令和3年9月10日
4 落札者の名称及び所在地 株式会社ケーオウエイ
米子市両三柳328
5 落札金額 351,341,870円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 令和3年7月27日
7 落札方式 総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県警察放置駐車違反管理システム賃貸借及び保守業務 一式
2 契約方式 一般競争入札
3 落札日 令和3年10月28日
4 落札者の名称及び所在地 日本電気株式会社山陰支店
米子市東町171
5 落札金額 月額1,197,460円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 令和3年8月10日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271